

美味しまね認証申請書類の送付先及び押印廃止について

このたび、県の機構改革により書類等の提出先が変わりました。
また、行政手続における押印等について見直し、美味しまね認証の申請関係書類、現地審査受審後の是正報告書、認証マーク使用関係書類について、押印を求めないこととしましたのでお知らせします。

申請書（更新含む）の送付先は下記のとおりとなります。

〒690-8501 松江市殿町1番地

●農産物

島根県農林水産部 産地支援課

美味しまね・GAPスタッフ

TEL0852-22-6011 FAX0852-22-6036

●畜産物

島根県農林水産部 農畜産課 家畜衛生グループ

TEL0852-22-6951 FAX0852-22-6043

●林産物

島根県農林水産部 林業課 林業普及スタッフ

TEL0852-22-5162 FAX0852-26-2144

●水産物

島根県農林水産部 沿岸漁業振興課

担い手確保・育成第二グループ

TEL0852-22-6020 FAX0852-22-6048

変更届、認証マーク使用申請書、実績報告の送付先は

「島根県農林水産部 産地支援課 美味しまね・GAPスタッフ」 となります。

農産物の監査予定については、公益財団法人しまね農業振興公社担当者から連絡しますのでご対応いただきますようお願いいたします。

美味しまね認証のホームページでも、申請先の変更・要領等の改正について掲示していますのでご確認ください。

〔改正した要領等〕

- 安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要領・現地審査規程・危機管理行動規程・認証マーク使用規程

〔主な改正点〕

- 組織改編に伴う部署名の変更
- 申請及び届け出書類の押印廃止
- 危機管理行動規程：対象とする事態に「食品安全を脅かす事態」を追加
- 危機管理行動規程：対処を行う主体、手段の明確化

※ 制度改定に係るお知らせのため、「美味しまね通信」は不要とされた方も含め全ての認証者の方に送信しています。

島根県農林水産部 産地支援課

産地企画グループ 美味しまね通信担当（勝部）

TEL:0852-22-6011 FAX:0852-22-6036

E-Mail: oishimane@pref.shimane.lg.jp

★美味しまね認証 HP <http://www.oishimane.com>

